

藤沢市狭あい道路整備要綱実施要領

(目的)

第1条 この要領は、藤沢市狭あい道路整備要綱（平成26年藤沢市告示第35号。以下「要綱」という。）の委任事項及び要綱の施行に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この要領において使用する用語は、要綱において使用する用語の例による。

(適用の範囲)

第3条 要綱第4条第2項の基準は、次のとおりとする。

- (1) 市長が譲渡を受け、又は無償で貸借しようとする後退地が、狭あい道路に係るものであって、市の所有又は市の寄附受入れが確定した境界確定済の道路においてみなし境界線までの後退がなされていること又は後退予定であること。
- (2) 市長が譲渡を受け、又は無償で貸借しようとする後退地及び角切地（以下「後退地等」という。）が、藤沢市特定開発事業等に係る手続き及び基準に関する条例（平成20年藤沢市条例第19号）第2条第1号ア又は第2号アに規定する開発行為により開発されたものである場合にあっては、後退地等を市長に寄附し、売渡し、又は無償で貸借させようとする者（以下「申出人」という。）が自己の用に供しているものであること。

2 要綱第4条第2項の協議に当たり、狭あい道路の中心線と道路境界確定図の中心線が異なる場合には、市長は、関係者と協議し、これを確定するものとする。

(協議の取下げ)

第4条 建築主は、要綱第4条の規定に基づく協議を取り下げるときは、狭あい道路整備協議取下届を市長に提出しなければならない。

2 市長は、要綱第4条の規定に基づく協議が、当該協議に係る申出があった日の翌日から起算して、6月以内に成立しないときは、当該協議の取下げがあつたものとみなすことができる。

(後退地等の取得価格)

第5条 市長が後退地等を売買により取得する場合の取得価格は、予算の範囲内において、別表に掲げるとおりとする。

(後退工事の補償等)

第6条 要綱第9条第1項の補償の対象となる物件は、門、塀、擁壁、立木その他これらに類するもの（以下「工作物等」という。）とする。

2 要綱第9条第1項の補償の額は、予算の範囲内において、別に定める基準に基づき積算した額とする。

(後退工事補償申請書の添付書類)

第7条 要綱第9条第2項の書類は、次のとおりとする。

- (1) 案内図及び配置図に後退地等にある工作物の位置、種類、構造、規模その他

必要な事項を記載した図面

(2) 工作物の現況写真

- 2 申出人が消費税法（昭和63年法律第108号）第2条第1項第4号に規定する事業者であるときは、前項各号に掲げる図書に加え、前年又は前事業年度の消費税及び地方消費税確定申告書（控）その他消費税等の額又は消費税等相当額の補償の要否を判定等するために必要な資料を後退工事補償申請書に添付しなければならない。
- 3 前項の規定にかかわらず、申出人が、後退工事補償金の算定上、消費税及び地方消費税額を考慮不要とするときは、前項に規定する図書を後退工事補償申請書に添付することを要しない。
- 4 要綱第9条第6項において準用する同条第2項の規定による補償の申請書は、後退工事補償申請書に損失の確認に必要な図書を添えたものとする。

（後退工事補償申請に係る審査）

第8条 要綱第9条第3項に規定する審査は、市長が申出人の後退工事の着手前にその工作物を確認することで行うものとする。

（後退工事の検査）

第9条 要綱第9条第4項に規定する検査は、同項に規定する道路後退工事完了届が提出されたのち速やかに行うものとする。

（様式）

第10条 この要領の規定により必要とする書類の様式は、市長が別に定める。

附 則

この実施要領は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この告示は、公表の日から施行する。

別表（第5条関係）

	都市計画区域の区分	固定資産税評価額の現況地目等	取得価格
後退地	市街化区域	評価額が0円の土地	附近宅地の固定資産税評価額の13%
		生産緑地	固定資産税評価額の30%

		上記以外の土地	固定資産税評価額の 13%
市街化調整区域	宅地	評価額が 0 円の土地	附近宅地の固定資産税評価額の 13%
		上記以外の土地	固定資産税評価額の 30%
		評価額が 0 円の土地	附近宅地の固定資産税評価額の 130%
角切地	市街化区域	生産緑地	附近宅地の固定資産税評価額の 130%
		上記以外の土地	固定資産税評価額の 130%
	市街化調整区域	宅地	固定資産税評価額の 130%
		上記以外の土地	附近宅地の固定資産税評価額の 130%